

「日本風景街道の発展に向けて 提言(案)」 概要

資料3

1. これまでの活動成果

- 平成17年12月に設立された日本風景街道戦略会議による提言(平成19年4月)を踏まえ、日本風景街道の枠組みを構築
- 平成19年9月より、地方ブロック毎に設置された「風景街道地方協議会」において、順次風景街道の登録を開始
- 登録開始から10年が経過した現在、全国で141ルートが活動
- 「美しい国土景観の形成」、「地域活性化」、「観光振興」等の分野で一定の成果

登録開始から10年以上が経過

2. 社会動向の変化

■多方面での関連法制度等の充実

- ・無電柱化推進法(H28.12)
- ・自転車活用推進法(H29.5)
- ・道路協力団体制度創設(H28.4)
- ・道路デザイン指針(案)、景観に配慮した道路附属物等がトライン策定(H29.10)
- ・まち・ひと・しごと創生法(H26.12)
- ・各種観光施策(日本版DMO、観光ビジョン実現プログラム2018、日本遺産、ジオパーク、農業遺産等)

■インバウンド増加等による機運の高まり

3. 発展に向けた課題

- 停滞が見られるパートナーシップが存在
- 「日本風景街道」の認知度が低い
- 関係者間の発展に向けた議論が不足
- 地元自治体との連携が不足
- 好事例や助成制度等の共有が不足
- ルート登録後に活動状況の確認等を行うスキームがない
- 資金・人員体制が不足

4. 発展に向けた具体的取り組みの方向性

(1) 活動の活性化

① 景観の整備・保全

- ・道路管理者や地元自治体を中心となって、民間と連携した景観整備・保全の推進方策を検討(道路景観・ビューポイント・自転車通行空間等の整備、無電柱化の推進、屋外広告物条例の活用等による沿道景観規制、定期的な景観点検の実施等)

② 案内看板等の検討

- ・地方協議会やパートナーシップの案内看板等に関する議論を踏まえて、認知度向上のための案内看板等のあり方を検討(案内看板等の必要性の確認や設置条件などの検討等)

③ 情報の発信・共有

- ・全国横断的な情報ポータルサイトの設置及び発信内容を検討、SNSによる情報発信を促進(情報ポータルサイトの設置、情報のカテゴライズ化による情報発信等)

(2) 交流連携の推進

① 道の駅との連携

- ・道の駅との連携による効果的な情報発信や相互の魅力向上のあり方を検討(道の駅と連携した情報発信、活動・情報発信拠点としての道の駅の活用等)

② 同種活動との連携

- ・「道守九州会議」や「夢街道ルネサンス」等の同種活動が存在する地域での効果的・効率的な連携を推進(同種活動関係者との連携推進等)

③ 関連施策との連携

- ・多様な展開をみせている観光施策や文化財施策、農林振興施策との連携のあり方を検討(道の語り部育成、インバウンドへの対応(情報発信時の多言語化、多言語ガイド育成)等)

④ 関係者の交流

- ・国道事務所をはじめとした道路管理者、地元自治体、パートナーシップ同士の交流を促進(全国的な意見交換の場の設置、好事例の共有等)

相互に連携

取り組みを支援

(3) 活動環境の整備

① 表彰制度の導入

- ・地域のさらなる魅力やモチベーションの向上、地元マスコミの報道による認知度向上、地元自治体や民間からの支援拡大などに寄与する表彰制度を導入(各地方協議会での表彰の実施、全国表彰導入の検討等)

② 登録内容の再確認

- ・社会動向が変化するなか、各ルートの活動コンセプトや活動内容が不明確となっている場合があり、パートナーシップの組織体制、活動内容等、登録内容の再確認を実施(地域資源や活動状況等を地方協議会で再確認、再確認時に活動コンセプトを明確化等)

③ 道路協力団体制度の活用

- ・パートナーシップが直面する活動資金不足の解決策として、道路協力団体制度を効果的に活用(収益事業等の好事例の発信・共有、道路協力団体の指定拡大等)

④ 支援体制の構築

- ・パートナーシップの効果的・継続的な活動を支援する仕組みを検討(シーニックハイウェイ支援センターによる支援内容等を参考等)